

公認スノーボード審判員規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、競技本部規程第1条第7号の業務を遂行するために、公認スノーボード審判員（以下「公認審判員」という。）を置き、公認審判員に関し必要な事項を定める。

(任 務)

第2条 公認審判員は、本連盟競技組織機構の基幹となる人材であることを認識し、スノーボード競技会の正しい運営を図り、厳正公平なる競技の判定によって競技会を円滑に運営し、その権威を保持し、スポーツマンシップに則って行動し、すべての選手より敬愛されるよう心掛けなければならない。

(公認審判員の種類等)

第3条 公認審判員を分けて、次の各号に掲げる種類とする。

- (1) 本連盟公認スノーボード審判員
(以下「S A J 公認審判員」という。)
- (2) F I S 公認スノーボード審判員（A級、B級及びC級）
(以下F I S 公認審判員）という。)

(受検資格)

第4条 公認審判員を受検する者（以下「受検者」という。）は、本連盟の登録会員であって、かつ、スノーボード競技に精通した者とする。

2 受検者は、男女共、受検する年の8月1日現在で、満18才以上の者とする。

(研修会・検定会業務の所管等)

第5条 公認審判員の研修会・検定会に伴う一切の業務は、本連盟が行う。

(研修会・検定会業務の講師)

第6条 公認審判員の研修会・検定会の講師は、F I S から派遣された者、またはF I S 公認審判員A級又はB級保持者で、本連盟が適当と認めた者とする。

(研修会)

第7条 公認審判員は、資格取得後2年に1回は、本連盟主催の研修会に参加し、新しい知識を求め、競技の判定について研鑽しなければならない。
ただし、研修会の参加料は、各種公認・登録料金一覧表のとおりとする。

(検定の合格基準)

第8条 公認審判員検定の合格基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. S A J 公認審判員
 - (1) 理論検定の合格基準は、100点満点とし、70点以上をもって合格とする。
 - (2) 実技検定の合格基準は、F I S の指定する基準に従い、講師が合否の判断を行う。

2. F I S 公認審判員

検定の検定基準はF I Sの基準に基づくものとする。

(資格の付与)

第9条 S A J 公認審判員検定に合格した者にはF I S 公認審判員C級の資格が同時付与される。

(資格の停止)

第10条 公認審判員は所定の研修会に2年続けて欠席したとき、審判員としての活動をする事ができない。

(資格の喪失)

第11条 公認審判員で、次の各号に掲げる事項に該当する者は、理事会の議決によって、その資格を喪失するものとする。

- (1) 本連盟会員登録規程第4条の規定により、会員の資格を喪失したとき。
- (2) 競技会への協力要請に対し、正当な理由なくこれを拒否したとき。

(公認料等及び年次登録料)

第12条 公認審判員合格者は、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料及び年次登録料を公認時に納入し、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に本連盟へ納入しなければならない。

(規程の改廃等)

第13条 この規程の改廃は、競技本部理事会の議決による。

平成27年12月15日 改正

令和 6年 7月25日 改正